

無線局免許手続規則第2条第5項の規定に基づき希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない基幹放送局を定める件の一部を改正する  
告示案新旧対照表

- 無線局免許手続規則第2条第5項の規定に基づき希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない基幹放送局を定める件の一部を改正する（平成十三年総務省告示第四百七十九号）

（傍線部分は変更部分）

変 更 案	現 行
<p>無線局免許手続規則(昭和三十五年電波監理委員会規則第十五号)第二条第五項の規定に基づき、希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない放送局を次のように定める。</p> <p>一 七六・一 MHz 及び八九・七 MHz の周波数を使用する超短波放送を行う基幹放送局であつて、当該周波数を使用する放送の円滑な実施を確保するために当該周波数の範囲において周波数の変更をする必要のある基幹放送局であり、かつ、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する基幹放送局</p> <p>二 四七〇 MHz を超え七一〇 MHz 以下の周波数を使用するテレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局であつて、当該周波数を使用する放送の円滑な実施を確保するために当該周波数の範囲において周波数の変更をする必要のある基幹放送局であり、かつ、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する基幹放送局</p>	<p>無線局免許手続規則(昭和三十五年電波監理委員会規則第十五号)第二条第五項の規定に基づき、希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない放送局を次のように定める。</p> <p>四七〇 MHz を超え七一〇 MHz 以下の周波数を使用するテレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局であつて、当該周波数を使用する放送の円滑な実施を確保するために当該周波数の範囲において周波数の変更をする必要のある基幹放送局であり、かつ、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する基幹放送局</p>